

集団的自衛権行使を容認した閣議決定に抗議する

安倍政権は、2014年7月1日、憲法解釈を強引に変更し集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をした。

侵略戦争により国内外に多数の犠牲者を生み出した日本国は、1946年、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」という前文をかかげ、戦争を放棄し戦力を保持しないと明記した日本国憲法を制定した。日本の侵略戦争でいまなお苦しみその傷が癒えない人々が国内外に多数存在していることを鑑みると、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」国際的な平和的生存権を宣言した日本国憲法の前文は光り輝く。そして武力紛争が依然として絶えない国際社会において、この日本国憲法の前文・第9条の意義はますます高まっている。

集団的自衛権行使は前文及び第9条に反し、日本国憲法のどこからみても許されない。

これまで日本政府は、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解し、集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと解してきた。

政府や国会議員は憲法に制約され、憲法尊重擁護義務（憲法第99条）が課されている。為政者の都合によって、憲法の基本原則の解釈を変更し、そのもとで運用するのは、政府や国会が憲法に制約されるという立憲主義に明確に反する。

のみならず、「政府の行為によって」、再び戦争の惨禍に導かれ、前文や第9条はなし崩しにされ、基本的人権の基盤となる平和的生存権は脅かされる。その結果さらにさまざまな基本的人権の保障も危うくなる。「集団的自衛権許容」は単にそれにとどまらず、日本国憲法全体に悪影響を及ぼし、国の形を変えるものである。

わたしたちは、明確に違憲である集団的自衛権行使を許容する閣議決定を認めることはできない。これに抗議するとともに撤回を求める。今後この閣議決定に基づいて“法整備”等がなされることも予想されるが、これらについても断固反対し、そのための行動をすることを宣言する。

2014年7月5日

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会（略称：子どもと法・21）